

## 第 21 回長野県公文書審議会 議事録

開催日時 令和 6 年 12 月 13 日（金） 午後 1 時 00 分から午後 5 時 15 分まで

開催場所 長野県松本合同庁舎 205 号会議室

出席者

【委 員】 神戸会長、赤川委員、伊佐治委員、瀬畑委員、依田委員

【事務局】 （総務部情報公開・法務課）伊豫田課長ほか 5 名  
（警察本部警務部広報相談課）北島課長補佐ほか 1 名

### 1 開会

### 2 会議事項

#### (1) 令和 6 年度廃棄予定公文書ファイルに係る廃棄判断についての意見聴取

（神戸会長）

次第の 2 会議事項に入らせていただきたいと思います。本日の審議の順番についてですが、前回審議会から持ち越した県警察本部のファイルの現物確認とその審議、次に今回用意していただきましたファイルの現物確認とその審議、という順番にさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

（神戸会長）

それでは、会議事項（1）令和 6 年度廃棄予定公文書ファイルに係る廃棄判断についての意見聴取につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局説明）

（資料 1、2－1、2－3、2－4 について説明）

- ◇ 今回の審議会では、警察本部のファイルで前回審議し保留となった 4 件、前回未審議分の 55 件、さらに、今回対象とした知事部局のファイル 11,681 件の審議を行っていただく。
- ◇ 今回の審議会で現物確認をしていただくファイル数は 162 件。そのうち 103 件が今回審議対象の知事部局のファイルで、59 件が前回の警察本部の保留分及び未審議分。
- ◇ 前回の審議会で質問のあった政策単位での移管となる政策事項の指定について、知事部局以外の実施機関への適用について確認を行ったところ、政策事項の指定はない状況であった。

- ◇ 今後、他の実施機関に対して、保有する文書に照らして、知事部局の指定項目同様、指定すべき項目は無いのか検討を指示したい。
- ◇ 前回審議会で判断保留となった警察本部のファイル2件について、審議会からの指示に従い事務局で確認を行った。
- ◇ そのうち、「警察庁施行文書（被害者支援関係）」について、県警察が発出した通達原議は保存されているか確認を行ったところ、当時一年未満文書として起案されていたため、現存しない。

（神戸会長）

ただいまの説明について、委員の皆様から御意見、御質問がございましたら御発言をお願いいたします。瀬畑委員お願いいたします。

（瀬畑委員）

政策単位の話ですけれども、こちらの認識と県側に齟齬があったという説明でしたので、今回はしょうがないことだと思いますけれども、制度の趣旨からして県全体の諸活動というものを一括で保存するという意味合いで出している以上は、当然知事部局だけの話ではないということは改めて理解していただきたいと思います。

その上で、今後の対応策の部分で、各実施機関に対して遡及して適用するというのではなく、新たにもう一回指定し直して、4月に発するということになると思うのですけれども、今回の廃棄リストの中に、これまでに本庁の政策事項の指定を受けていた文書で廃棄適当になっている文書がないのかどうかという視点で我々はあまり見ていないと思いますので、もしできるのであれば洗い出しをしてほしいと思っています。元々、こちらの趣旨としては県全体の活動が一括して保存されるべきだという話だと思いますが、今回の警察の対応なども含めて今年度廃棄の分にはその文書が混ざっている可能性はそれなりにあるのだろうと理解をしています。もちろん制度的には4月からですので、今年度に関しては適用せずに廃棄適当になってもしょうがないかもしれませんが、審議会の意図としてはそうではないと思っていますので、もし関連するもので、完全に拾い切れとは思っていませんが、もう一度、その視点で事務局等に確認をしていただき、これは該当する可能性があるというものについて改めてどうするのか、その視点で確認する必要があると思います。可能かどうかも含めて事務局にお伺いしたいです。

（神戸会長）

各部局から廃棄予定公文書として出ているものを事務局や担当課で見直していただくことが可能か、という質問でよろしいでしょうか。事務局の方でいかがでしょうか。

（事務局）

確認させていただき、御報告させていただければと思います。当課で知事意見付

与を行う際に、ファイル名等により確認をさせていただいている部分もありますので、改めて確認させていただき、御報告させていただきたいと思います。

(神戸会長)

よろしいでしょうか。続いて依田委員お願いします。

(依田委員)

政策単位での移管の関係で、特に重要な政策事項への適用は、来年度からということですが、現在、廃棄の審議を行っている中でそういう重要な政策事項のものがあつた場合に、現在の規定どおりだと廃棄不適當にはならないということだと思えます。そのまま不適當としてよいのかということを考えると、例えば、規定が適用になる来年度まで保存期間を延長して、来年度に廃棄不適當にするという手も考えられますが、現時点でそういうものがあつた場合にどうしたらよいのかお伺いします。

(神戸会長)

今ある規定の中で該当させて不適當の理由にできればよいのかなと思いますが、なかなかそれに該当しないものもあるのかなと思います。事務局からお願いします。

(事務局)

現在の規定で、別表の(1)から(5)までのいずれかに該当させることで、移管はできると思っておりますが、御意見がありましたらお聞かせいただければと思います。

(神戸会長)

依田委員の御意見としては、別表に無理やり当てはめるよりは、延長するといった方が適切という御意見でしょうか。

(依田委員)

現在の規定で当てはめることができるのであれば、それで構いません。

(神戸会長)

具体的にそういったものが出てきまして、どうしても当てはめることが難しいというようなことがありましたら、またそこで検討させていただくことでよろしいでしょうか。

(依田委員)

はい。

(神戸会長)

その他に先ほどの事務局の御説明について御質問御意見はございますか。よろしいでしょうか。

では、政府単位での移管の件につきましては、今年度3月の審議会で指定項目案を御提示いただくということで、お願いしたいと思います。

続きまして、前回の審議会で未確認の警察本部のファイルの現物確認を行いたいと思います。午前中の現物確認の時間で確認が進んでいるかと思いますが、念のため、もう一度御説明させていただきます。

現物確認の方法ですが、これまでと同様に、各委員が希望しているファイルを自由に確認する方法とし、1名でもファイルを確認していれば、審議会として確認したとみなします。ファイルを確認したことを明確にするために、配付した一覧にチェックをしていただきまして、ファイルの背表紙についている付箋を外していただきます。委員全員でファイルの内容を確認する必要がある場合には各自コンテナに移動させていただくということでお願いいたします。

また、先ほど御説明いただきました、前回の審議会で報告、保留とした、25番、37番、105番、106番についても、現物を御用意いただいておりますので、この時間で御確認をお願いいたします。

現物確認の時間は、先ほどのスケジュールのとおり県警の分の確認時間は14時までということですが、もし早く終わるようでしたら前倒しにさせていただきますと思います。そのような形で進めていきますが、よろしいでしょうか。

(瀬畑委員)

午前中の段階で、前回の保留分と未確認分は終わったという話でしたが、どのような状況でしょうか。

(事務局)

前回の県警の保留分と未確認分については、全て、どなたかが確認いただいている状況です。現物確認の時間を先に取りたいと考えておりますので、14時までは現物確認の時間とさせていただければと思います。県警分の確認が済んでいる方は、知事部局分の確認を進めていただければと思います。

(神戸会長)

では、14時までということで時間をお取りして、県警分の確認が済んでいる方は知事部局のものを見ていただくということでお願いします。終了10分前にお声がけますので、各自204号会議室で確認をお願いいたします。よろしくをお願いします。

【現物確認】

【休憩】

(神戸会長)

14時5分になりましたので審議を再開させていただきます。

県警本部分の現物確認は終了したということですので、審議に移りたいと思います。

初めに審議の順番ですが、前回審議会にて現物を確認して保留としたファイルの審議、次に、県警本部のファイルのうち、今回現物確認を行ったファイルの審議という形にさせていただきます。

前回の審議会で現物確認をし、審議会の意見を保留としたファイルの審議をさせていただきます。前回保留とした連番の25番、37番、105番、106番について、先ほど事務局から御説明をいただきましたけれども、これらのファイルの廃棄の適否について、委員から御意見をお願いします。

では、25番につきまして、瀬畑委員からお願いできますでしょうか。

(瀬畑委員)

25番の文書ですが、これは警察庁から長野県警の本部長に対して出された被害者の支援関係の文書で、被害者の心情に配慮した性犯罪の捜査の推進といった内容のものです。警察庁から県警本部長に対して出されており、最終的に本部長通達を出し直しているものでした。今回確認した文書には、所属長、警察署の署長などに通達するために本部長通達を出し直しているというメモが入っています。基本的に警察庁からの施行文書は担当部局が取得しているという話でしたので、その本部長通達の方の原議を探してほしいという話をしたところ、先ほども説明があったとおり一年未満文書として廃棄してしまっていたということでした。全体のリストの3633番の広報相談課のところにあったものが、実際に本部長から出された通達を受け取った側の文書であるということで、今回現物をお持ちいただきました。

それを踏まえ、先ほど委員全員で話をしたところ、内容的には、特に最近の状況なども踏まえると、かなり重要なものであろうということなので、25番に関しては不適当にする。合わせて全体リストの3633番も、県はどのように受け止めて、どのような形で通達を出したかというような記録ですので、本来ならば起案文書が付いている方を保存すべきものでしたが、それが廃棄されているということです。そちらも合わせて不適当という判断をする、ということで委員の中ではまとまりました。以上です。

(神戸会長)

委員の皆様、そのような形で協議させていただきましたので、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

25 番と全体のリストの 3633 番を廃棄不適当ということにさせていただきます。  
続きまして、37 番につきまして依田委員から御意見ををお願いします。

(依田委員)

37 番については、国から受け取ったものを回覧しているものです。

この教養課のコロナ関係の通達というものがいくつかありまして、そのうちのひとつで、今回の現物確認リストにはないものですが、現物を用意してもらっているの、見ていただけたらと思います。

(神戸会長)

委員で確認したいと思います。

#### 【現物確認】

(神戸会長)

依田委員の方でまとめをお願いいたします。

(依田委員)

ただいま確認したものが、37 番と同様の名称のファイル、全体の廃棄リストの 892 番、通達の新型コロナウイルス関係というもので、これについては、県警の警務部長から発出されたコロナ関係の文書ということで、廃棄不適当にしたいと思っております。

また、これに至る過程の文書として、37 番は国からの通達を県警で回覧している文書です。これも一連の文書として 892 番と合わせて廃棄不適当にしたいと思えます。

(神戸会長)

御説明いただいたとおり、37 番と 892 番につきまして廃棄不適当とすることによってよろしいでしょうか。

#### 【異議なし】

(神戸会長)

続きまして 105 番、106 番につきまして、赤川委員から御報告をお願いします。

(赤川委員)

105 番、106 番について、保留とさせていただきましたが、本日改めて現物を確認しまして、また伊佐治委員にも見ていただいて、廃棄適当でよいのではないかと、残すほどではないのではないかと、という結論になりました。

(神戸会長)

105 番、106 番は廃棄適当でよいのではないかと、ということですが、それでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

前回の保留案件については以上とさせていただきます、次に今回現物確認を行った警察本部のファイルについて、概ね 35 分間を目途にと考えておりますが、本日完了させたいと思います。

確認いただきましたファイルのうち、廃棄不適当と考えられるものについて、委員の皆様の意見をお聞きしたいと思います。発言する際は、これまでと同様に通し番号を述べてから廃棄不適当とする理由を簡潔に御発言お願いいたします。

意見のなかったファイルについては廃棄適当と判断してよい、最後一括してお諮りしたいと思います。

名簿順に赤川委員から御発言をお願いできますでしょうか。

(赤川委員)

私が希望したファイルではありませんが、89 番と 90 番です。この二つについては、非常に古い時期のもので、残した方がよいのではないかと思いますので、後ほど全員で確認していただければと思っています。

それから 98 番については、御嶽山の噴火の際の災害準備計画というようなものが綴られていまして、これは残しておいた方がよいのではないかと思います。不適当理由としては、別表の (3) ということで、残した方がよいのではないかと考えております。

以上ですが、89 番、90 番を皆様で確認していただければと思っています。

(神戸会長)

では現物確認をお願いいたします。

【現物確認】

(神戸会長)

赤川委員からまとめをお願いいたします。

(赤川委員)

警察の方から、例規の原議は移管対象になっていて、それは残っているという話で、松本警察署にたまたまこれが残っていたということのようですが、松本警

察署で新たに説明した可能性もあるということです。歴史的に貴重なものだろうということで、廃棄不適當ということでお願いできればと思っております。

(神戸会長)

今、確認していただきまして、89 番、90 番については廃棄不適當ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

98 番については、先ほど別表の(3) で廃棄不適當という御意見をいただきました。これについて、反対の御意見はございますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

こちらについても御確認いただいて、廃棄不適當ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

続きまして、伊佐治委員からお願いいたします。

(伊佐治委員)

私からは、廃棄不適當ではないかということで2点挙げさせていただきます。

113 番は、後ほど皆様に現物をご覧いただきたいのですが、公文書ファイル名は職員宿舍用地確保関係というものです。千曲警察署所管の、かつて平成の始めに、宿舍の用地確保をしたいということで、色々なところに苦労して、最初は県有地を探したり、それから旧国鉄の跡地を探したり、それから民間も探したりということで転々としている、というような内容のものです。単純にそれだけでしたら、先ほど廃棄不適當とした県有財産関係書類と同じような扱いかなと思ったのですが、少し気になるのは、例えば調整をする中で、相手先からこの民間開発はこういうことが起こっているなど、地元の方と調整をしているといった、当時の、平成の始めの頃のこの地域の状況というものが残っている記録とも言えるのかなと思います。ここは迷うので、皆様に御覧いただきたいと思いました。

それからもう一点は、117 番の斑尾高原協定関係簿というものです。飯山警察署の書類になります。昭和 47 年度の書類で、これを見ていきますと、この協定を結ぶ経過ですが、斑尾高原というのが新潟県と長野県の県境にあり、当時斑尾高原が



一世風靡した時期もあったと思うのですが、ちょうど新しくスキー場ができたり、新しい宿泊の施設ができたりと、どんどん開発がされていく時期のことです。斑尾高原のその開発されているところが県境にあるということで、そこで何か事件、事故が起こった場合に、飯山署からは行きやすいけれども、新潟県側からだとかなり時間がかかるということで、警察の権限のあり方を協議し、協定を結んで、長野県側で処理をするというようなもので、権限を行使することについて話し合い、協定を結んだという書類になっています。かなり厚い簿冊になるのですが、当時のその付近の状況、例えば、ここにこういうペンションがあって、道路がこうなっていたといった状況が分かるものです。また、県境で、県警同士がやり取りをしたということの記録になると思うので、これは廃棄不適當、別表の(3)ということで残した方がよいのではないかと思います。

113 番だけ皆様にも確認していただければと思います。

(神戸会長)

では、113 番について現物確認をお願いいたします。

【現物確認】

(事務局)

現在この宿舎はあるのでしょうか。

(警察本部)

宿舎はないです。

(瀬畑委員)

造りはしたのでしょうか。

(警察本部)

造りもしていません。

(神戸会長)

113 番について伊佐治委員のまとめをお願いします。

(伊佐治委員)

皆様に確認をしていただいたのですが、この千曲の職員宿舎は、散々苦勞されたのですが、そこには造らなかったということでした。一旦そこに造られて、その後壊されて別のところに移ったといった内容であれば、一度はあったものについての記録ということで残した方がよいと思うのですが、結局、ここでは造られなかったということで、廃棄適當ということでよいのではないかと思います。

(神戸会長)

では、113 番については廃棄適当とさせていただきます。

117 番につきまして、伊佐治委員から御意見をいただきまして、別表(3)で廃棄不適当という御意見をいただいております。これに対して反対の御意見はございますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

では、117 番については廃棄不適当とさせていただきます。

続きまして、私からですけれども、私が確認させていただいた資料の中では、廃棄不適当とすべきものはございませんでした。

統計などを確認させていただいたのですけれども、犯罪統計として残っているものや、個別の支援の記録で、政策的な判断がないものだったりしましたので、廃棄不適当と考えるものは、私のほうではございませんでした。

続きまして、瀬畑委員お願いいたします。

(瀬畑委員)

私も、新たに不適当とするものの提案はありません。ただ、これはどう判断をしてよいのかなど、判断基準に関することで発言したいことがあるので、後で発言の機会をいただけるとありがたいです。

(神戸会長)

分かりました。

では、依田委員御意見をお願いします。

(依田委員)

私からは一つ、78 番についてです。現物を確認していただきたいのですけれども、交通企画課でこの年度に発出した通達や事務連絡の原議が、ほとんどすべて綴っているものようです。その中に一つコロナのものがあり、そのコロナの文書というのは、内閣官房や文科省から出されたもの、それと県の知事部局や教育委員会から出されたもの、それらを受けて警察で発出した文書が綴られているものです。現物を確認して判断していきたいと思います。

【現物確認】

(神戸会長)

では、78 番につきまして依田委員からまとめをお願いいたします。

(依田委員)

この文書については、国や長野県の知事部局、教育委員会から出された通達を受けて、県警から出された通達なので、これはコロナ関連文書として廃棄不適当と考えたところです。

(神戸会長)

78 番については廃棄不適当とすることよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

では、県警で本日現物確認していただいたファイルのうち、廃棄不適当との御意見は他にはないでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

これまで廃棄不適当との御意見のなかったファイルにつきましては、当審議会の意見を廃棄適当とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

先ほどの瀬畑委員から、県警文書に関しての御意見をお願いいたします。

(瀬畑委員)

県警の文書はなかなか見るのが大変でした。ただ、前回、今回と県警の担当者の方と色々お話をしていた見えてきたことがあったので、少しお話しつつ、来年度の確認の際にこういうことを少し仕組みとして考えてほしいということも含めて話させていただきます。

今回、例規までは令達原議簿の中にあるので、そちらに関してはすでに原課の判断で移管をされました。よって、通達や、それに伴う文書に関してどこまで何を保存するのかというのが、委員の中では共通の問題意識だったと思います。

主に二つのパターンがあると思っており、一つは県警の中で出されている通達で、つまり県警本部長や、刑事部長、そういった人たちが出している通達と、もう一つは警察庁施行文書と言われるような、いわゆる警察庁から通達が届いていて、それを県の側でどう処理しているかというものです。県警側で発出しているものに関しては、それがさらに二つに分かれていて、発出側の文書と受信側の文書があります。

発出側については基本的には起案文書がついている、つまり、ここでこの内容で発出してよいかという起案文書がついていて、通達文書と一緒にしています。そうでないものは、基本的には受け止めている側の文書だというような理解です。

リストの中で、通達、連絡などという名前が入っているものを、いくつかの部署からは網羅的に拾って、今回見てみたのですけれども、ほとんどの場合は受信側の文書でした。受信側の文書は基本的にすべて廃棄でよいだろうと判断をしました。問題は、発出側の文書を本来ならばその重要度に合わせて選別をしたいと考えていたのですが、発出側の文書と受信側の文書の区別がファイル名から分からないというのが現状です。また、発出側の文書に関しても、1件単位である事項に関してまとめられているものもあれば、係単位でまとめていてその係に属するもの全部がまとまっているもの、その2種類のパターンがあるようでした。もし認識が間違っていたら後で警察の方に補足していただければと思うのですけれども、少なくとも発出側に関しては、その1件のものであるのか、係でまとめているかというのはあるにしろ、一つのファイル単位としてまとまっているということは分かりました。ただ、それが今回やっと分かったので、これまでの廃棄リストの中にはおそらく発出側の文書が大量に入っていたと思われます。今回確認したもののほとんどが受信側の文書だったので、おそらく発信側の文書を我々は拾えなかったのだらうと思っています。

今から見直すというのはほぼ不可能で、マンパワー的にも無理ですし、そういった発出側のものをもう1回整理して分かるようにしてほしいというのも、万単位でファイルがある以上、現実的ではないだろうと思います。こういった色々な問題があるので、県の側で検討していただきたいのですが、通達などを発出している側のファイルはどれなのか、分かるようにしていただきたいです。我々が見ている廃棄リストの中に、主管かどうかという項目の欄があって、主管していないものは丸をつける判断基準があったはずですが、本来であれば、発出側のものは主管であって、受け取る側は主管ではないはずなのではと思うのですが、今回県警察の一覧に関しては、ほとんど丸がついていなかった印象があります。その欄の意味がおそらく警察の側にきちんと理解されていないのだらうと思いました。ですので、その部分を利用するのがよいのか、別途警察文書に関しては、別の基準で丸をつけるか、つけないかということを考えるのかというのは、どちらでもありえるかなと思うのですけれども、やはりそこが分からないとこちらとしても判断のしようがないということがありますので、せめて、起案がついているような発出側のファイルなのか、受信側のファイルなのかという区分けが廃棄リストで分かるような仕組みを考えていただけないかということがまず一つです。

もう一つは、警察庁の施行文書の件なのですけれども、一つの論理としては警察庁が出しているのだから警察庁側が保存すればよい、つまり、県側は保存しなくてもよいという判断はありえるかもしれないのですが、ただ、実際に警察庁の施行文書を見ていると色々な書き込みがありました。県側がそれを受け止めてどのように対応したかということや、あとは内容確認を実際に行っていて、それについての補足

意見のようなものなど、様々なことが書いてあります。ですので、これは県側がそれをどう受け止めて、どのように対処したかという文書であるので、警察庁が発しているから別に県として保存する必要がないというような判断ではない文書なのだろうと理解をしています。

ただ、この受信側の文書もなかなかやっかいなもので、受信したものを、最終的には、課レベルで文書を保存しているようなのですが、本部長印が押してあるものもあれば、部長印から始まっているものもありました。基本的に課から始まっているものが多いという印象なのですが、内容の重要性和、発出している警察庁の部局が課レベルからきているのか、もっと上からきているのかということに合わせて、県側も受け止める部署のレベルがおそらく違うという、つまり専決できるもののランクの問題があるのだと思うのですけれども、そこがかなり違うのだろとうと思います。ただ、それが、件名というか項目別に全部入ってきているので、ファイルの中で重要か重要でないかというよりは、この項目のうち、保存年数が一致するものに基本的にはまとめて入れているものだと思っているので、中身を見ないとなかなか重要性が分からないというようなことがあります。

さらに、保存期間が長いことと重要度が必ずしも一致しないというのが警察文書の特徴で、むしろリアルタイムで色々変わるものがあると保存期間は短く、短い期間で何度も何度も通達が発出されるというケースもあるようですので、なかなか保存年数でも判断がつかないというものが多いと思います。重要なものは、例規になっているものもあるというようには聞いていて、例規になるものというのは永続的に続くものだと思いますが、警察の業務というのは少なくとも今の文書を見ている限りは、かなりリアルタイムに色々なことを改善していかなくてはいけない、アップデートしなくてはいけないというものだと思います。例規に入っているものは当然重要だということで永続的に原議簿が残るとするのはよいと思うのですけれども、それ以外の文書は重要でないかというとはそうではなく、むしろそちらもかなり重要なものがあるのではないかと思います。

ただ、どこに基準を置いて、重要か重要ではないかを見なすかというのは、特に我々の側が警察については素人ですので、なかなか難しいなということは今のところ思っています。廃棄リストにどういう説明の仕方をしてもらえれば、重要度の判断がつくのかなというのが、今のところはあまり上手く思いついていないので、そこは少し引き取っていただいて、事務局と警察の方で少しお話をしてもらえればと思います。

一つ、基準であるのは、先ほど私が説明した 25 番の性犯罪の話の部分にあったのですけれども、警察庁から受け止めた上で、改めて本部長など、そのレベルの通達で、所属長に対して全て通達が発しているというものに関しては、重要度がおそらく高い、要するに、全所属長のレベルまできちんと伝えないといけないものだと考えると、少なくともこれに関しては重要なものだろうという認識はできるのではないかと思います。例えば、そういうものが混ざっているものに関して、何か抽出できるような仕組みなどがあればと思います。先ほどもあったように、それと本部

長通達はセットで残さないといけないという話になるはずです。ただ、本部長通達と警察庁から来たものというのが、完全にバラバラに保存されていて、どことどこの文書が繋がっているか分からないという仕組みになっているので、チェックする我々の側が相当な知識を持ってやらないと、見つからないという状態に今なっていて、結構厳しい話になっているなと思っています。

もちろん、今は公文書管理条例ができる前に作られた文書が、廃棄の対象になってきているという状況ですので、当然今、作ってあるものを直すということは難しいということは理解をしているのですけれども、こういう問題意識があるということ踏まえた上で、今後どういう文書の作り方をするのか、ファイルの名前の付け方など、そういうことも含めたことを少し引き取ってもらって色々考えていただけるとよいのかなと思います。来年の廃棄文書のチェックの時に、そういったものが分かるだけでも、かなりこちらの負担も減るのかなと理解をしています。もちろん、現場の人のマンパワーの問題など、様々な問題があるということは理解しているので、全てこちらの意見が通るとは思っていませんし、今、私が考えているだけなので、他の委員の方は、別の意見があるかもしれないのですけれども、今回警察の文書の確認に時間がかなりかかったというのは、そういった分かりにくさも含めたところがあったと思います。少しでも内容が分かりやすいように、廃棄の基準を作りやすいような何か仕組みというものを、できれば今年度中に考えて、来年度から何か実行できるよう、少しお考えいただけるとよいかなと思っています。

(神戸会長)

はい、ありがとうございます。今、瀬畑委員から御意見いただきました内容は、委員の方で確認をしていて、共通の認識のところかなと思いますけれども、現段階で事務局の方から何かございますか。今年度の3月までの審議の間に、少し御検討をいただくことは可能でしょうか。

(事務局)

承知いたしました。検討させていただきます。

(神戸会長)

よろしく願いいたします。

では、警察本部のファイルの中で、現物確認をしたファイルを除いたその他のファイルで廃棄不適当とすべき御意見がございましたでしょうか。あと、現物確認していないもので、追加で廃棄不適当とすべきもの、これまで御意見なく廃棄不適当というものがありましたら御意見をお願いしたいと思います。

【意見なし】

(神戸会長)

それでは廃棄不適当との御意見のなかったファイルについては、当審議会の意見を廃棄適当ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

では、廃棄適当とさせていただきます。

続きまして、今回新たに用意していただきました知事部局のファイルの現物確認を行いたいと思います。現物確認の時間を 16 時までお取りしますので、各自確認を引き続きお願いいたします。

【現物確認】

【休憩】

(神戸会長)

お疲れ様でした。審議を続けさせていただきたいと思います。

審議の順番につきましては、これまでと同様に、最初に知事の意見が廃棄不適当のファイルの審議をさせていただきまして、次に今回現物確認を行ったファイルの審議とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

まず確認ですが、現物確認できたファイルとしましては、先ほど御確認いただきました 45 番の産業労働部のところまでは確認できているというところよろしいでしょうか。事務局の方の集計でも確認できていそうでしょうか。

(事務局)

45 番まで現物確認していただいています。

(神戸会長)

先ほどのとおり審議を進めさせていただきます。こちらは 45 番までに限定してはおりませんが、廃棄不適当とされた 45 件のファイルについて、10 分間を目途に審議を行わせていただきます。

廃棄適当としても問題ない等、知事の意見と異なる御意見ございましたら御発言をお願いいたします。知事意見不適当で現物確認をしていただいているファイルもあるかと思いますが、御意見ありましたらお願いいたします。

瀬畑委員お願いします。

(瀬畑委員)

39 番と 40 番、諏訪湖環境研究センターの「調査研究報告」が不適当という判断をされているのですが、現物を確認したところ、学会発表の原稿と、これを投稿してよいですかというお伺いを立てているというものでした。基本的には刊行物が別途ある、もしくは学会発表で喋ったものは口頭だけの可能性がありますけれども、その原稿ですのでそれ自体は残す必要はないだろうということで廃棄適当でよいかと思います。

付け加えておくと、刊行物が別途あるものですから、そこに丸がついていれば、このような判断をしなくてもよかったものではなかったかと思いますので、注意喚起ということで発言させていただきます。

(神戸会長)

そうしますと、39 番と 40 番で確認していただきました。知事意見不適当のリストの連番で 19 番と 22 番ということですが、今の御意見につきまして、何か反対の御意見はございますでしょうか。

刊行物があるということですので廃棄適当ということではよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

では、19 番と 22 番、本日の現物確認リストの中では 39 番と 40 番につきまして、廃棄適当ということにさせていただきます。

その他に御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

では、本日現物確認していただいた部分も含めまして、特に反対の御意見、知事の意見と異なる御意見は他にはないということではよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

先ほど御意見いただきました 19 番と 22 番を除きまして、当審議会の意見も廃棄不適当ということにさせていただきます。

続きまして、先ほど現物確認を行った公文書ファイルの 45 番までのものにつきまして、45 分間を目途に審議をさせていただきます。

先ほどと同様に確認いただきました公文書ファイルのうち、廃棄不適当と考えるものにつきまして御意見をいただきたいと思います。



今回 45 番以降のものを御確認いただいた方もいらっしゃるかと思いますが、まずは 1 番の県民文化部のファイルから、45 番の産業労働部のファイルについてまで御意見ををお願いしたいと思います。46 番以降は時間に余裕があれば扱いたいと思います。発言する際には通し番号を述べてから廃棄不適当とする理由を簡潔に御発言ください。また、先ほどと同様に、廃棄適当と判断してよいかどうか意見のなかった公文書ファイルにつきましては、最後または次回の審議会で一括してお諮りいたします。

先ほどと同様、名簿順に赤川委員から御発言をお願いいたします。

(赤川委員)

24 番です。依田委員が希望されたもので伊佐治委員と一緒に見たのですけれども、これについては、伊佐治委員の補足があれば言っていたきたいのですが、貴重な記録だと思いましたので廃棄不適当でよいのではないかと思いました。

(神戸会長)

24 番につきまして、貴重な記録があるということで廃棄不適当という御意見をいただきました。伊佐治委員から補足はございますか。

(伊佐治委員)

諏訪湖環境研究センターのあり方検討という名前のもので、何回か有識者と周辺の市と町、それから県が会議を行っているということで、この諏訪湖周辺の環境に関する必要な情報、その添付資料もありましたので、これは別表の(3)ということで残すことが必要かなと思いました。

(神戸会長)

反対の御意見はございますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

では、24 番につきましては別表(3)ということで、廃棄不適当とさせていただきます。

赤川委員、続きましてお願いいたします。

(赤川委員)

35 番と 36 番が内容的にセットになっているのですけれども、これについては、会長にも見ていただいて、廃棄不適当でよいのではないかと思います。その理由としては、訴訟等に関する公文書のうち、県の機関を当事者とする訴訟等の判決等及び、その経緯に関するものであって、法律やその後の県の政策立案に大きな影響を

与えた事件に関するものは移管となっているので、それに該当するのではないかということで、廃棄不適當がよいのではないかと思います。

(神戸会長)

私も 35 番と 36 番を確認させていただきました。赤川委員と同意見でございます。

反対の御意見はございますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

35 番と 36 番につきましては廃棄不適當とさせていただきます。

赤川委員、続きましてございますでしょうか。

(赤川委員)

41 番です。これは依田委員が希望されていたものですが、現物を見まして、政策の検討過程に関する重要なものが含まれていると思いましたので、廃棄不適當でよいのではないかと思います。

(神戸会長)

41 番につきまして何か御意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

特にないようですので、政策の検討過程が記載されているということですので廃棄不適當ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

赤川委員、以上でしょうか。

(赤川委員)

はい。

(神戸会長)

では、続きまして伊佐治委員お願いいたします。

(伊佐治委員)

私からは2件お願いします。まず、4番の文化振興課のアーツカウンシルという文書です。こちらは、県のアーツカウンシルが正式に設立される少し前の資料が綴られていました。知事レクの資料が入っているということが一点と、それから関係する方との色々な協議や、県の芸術文化振興財団の理事長と知事とのやり取りなど、重要な資料があると思いました。ですので、これは別表(1)の政策の検討過程でもあり、そして、別表(4)の県の歴史文化、学術というところにも該当し廃棄不適當ではないかと思います。

(神戸会長)

4番について、他に御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

では、4番につきましては廃棄不適當ということで、確認させていただきます。伊佐治委員、続きましてお願いいたします。

(伊佐治委員)

もう一点が、7番の文化振興課の世界遺産というものです。これは、県内各地でこれを世界遺産にしてほしいというような、色々な活動をしているものが綴られていました。例えば、松本ですと松本城ということもありますけれども、他に県内で、茅野の縄文遺跡ですとか、木曽漆器という活動もあるのだということで、私も初めてこれを知ったのですけれども、それぞれの地域からこういう要望が出ているとか、県の方が一緒に文化庁に行って協議をしたというような資料が載っておりました。特に木曽漆器については、地域の若者と知事との懇談の記録というようなものがありましたので、まだ世界遺産までは道のりは遠いかもしれないのですけれども、将来もしかしたら世界遺産になる可能性もあるということで考えますと、これは廃棄不適當ということで、先ほどの別表(4)の県の歴史、文化、学術、あるいは別表(5)の県の諸活動について将来の県民に伝える価値の高い情報といえるのではないかと思います。

(神戸会長)

7番について他に御意見はございますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

では、御確認いただいて廃棄不適當ということで、7番についても廃棄不

適当ということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

では、私の方から確認させていただきます。一点、22 番の松本児相の業務概要ですけれども、これは平成 15 年度の「事業年報」ということで、松本の個別の相談所の事業ですけれども、相談取扱件数など、具体的な取扱いの中身がまとまっております。県全体での統計もあるかと思うのですが、そこには恐らく入らないであろう集計がされておまして、各相談所でこういう文書はその年の取組の傾向として残しておくべきではないかなと考えました。これまで見逃していたところもあるかもしれませんけれども、ぜひ残していただきたいというところも含めまして、廃棄不適当と意見を言わせていただきたいと思います。別表の (5) でよいと思います。

反対の御意見はございますでしょうか。依田委員お願いします。

(依田委員)

反対ではなくて、会長も今おっしゃったのですけれども、他の児相についても同様のファイルを残すということでしょうか、という質問です。

(神戸会長)

確かに、このレベルのものを全部残していくのかという御意見はあるかと思いますが、毎年の活動について各児相で何か残していただきたいという考えがあります。他の委員の御意見はいかがでしょうか。

依田委員お願いします。

(依田委員)

私もこういうものを残すのは賛成です。県内の色々な県庁の組織で、県庁の中だけでない、こういう児童相談所や様々な事務所、センターなどで、様々な業務をやっていて、それらの組織の活動の実績となるこういう文書については、組織の活動を裏付ける重要なデータとして、なるべく残していった方がよいのではないかと思います。

(神戸会長)

伊佐治委員お願いします。

(伊佐治委員)

依田委員が、今おっしゃったことに関連しているのですけれども、組織の実績ということに加えて、この児相の業務概要というのは、その地域や社会情勢、その家

族関係、家庭の状況、経済状況など、色々な社会の課題や、その背景にあるものが凝縮されて残っていくと思います。ですので、県民の生活に特に関わりがあるような、そういった業務内容というのを残していかないと、他で補完する資料がないような気がしますので、それは重要ななと思いました。

(神戸会長)

特に反対の御意見はないようですので、組織の実績や、県民の生活に関わるような業務内容の実績が、反映されている文書については、各機関でなるべく残していただくということで、審議会の意見とさせていただくということでよろしいでしょうか。

今回は業務概要ということで拾わせていただきましたけれども、ファイル名からこういう統計やまとめが入っているということが必ずしも読めるものではないと思います。現物確認して初めてわかる場所があると思いますが、審議会の意見として今申し上げたような趣旨でそういう文書を残していつていただきたいということでお願いできればと思います。私からは以上です。

続きまして、瀬畑委員お願いいたします。

(瀬畑委員)

まず、6番の長野県遺跡調査指導委員会というものですけれども、これは二つファイルがあって一つは飯田の話で、もう一つは小諸と佐久の話です。高速道路を造るときに遺跡の上をまたぐという問題があり、そこをどうやって発掘調査をするという話と、その保存の話をどうするかということを、地元の方や関係団体と協議をしているものです。かなり雑多なものも含まれているように思いますけれども、地元から保存の要望が来ていてそれに対してどう対応したかなど、そういったことも細かく残っています。遺跡調査自体は恐らく別途報告書を作っているはずだと思いますが、こういった地元とのやり取りのようなものは、当然遺跡のあり方などを考える際に貴重なものであろうというように思いますので、これについては、廃棄不適当とするべきではないかと思います。

(神戸会長)

6番につきまして、何か反対の御意見はございますでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

では、貴重な資料が残っているということですので、6番については廃棄不適当とさせていただきます。

続きまして、瀬畑委員お願いいたします。

(瀬畑委員)

14 番の県立大学、短期大学の資料ですけれども、これはちょうど県立大学が開学した年の資料で、高校教育振興課が県立大学から受け取っていた資料です。県立大学そのものの自体は独立行政法人になっているので、実はこの審議会の管轄外です。ですので、県立大学から送られてきたものは事実上、ここにしかないということだと思っています。

雑多なものが多く、県立大学から送られてきたものは片っ端から全部入っているというような、分厚いファイル4冊にまとめられているものです。日常業務の話が多いのですが、この年に関しては、県立大学がちょうど作られた年でもあり、それに関連する文書や、どのように広報すればよいのか、実際学生が入った後どういう対応をしているのかといったものがかなり詳しく載っている文書だと思いますので、不適當でよいと思います。

私は当時、短期大学の教員として、客観性があるのかという問題がありましたので、伊佐治委員と一緒に確認をしていただいたところ、伊佐治委員もこれは廃棄不適當でよいだろうという御判断でしたので廃棄不適當ということをお願いをしたいと思っています。

(神戸会長)

14 番について、他に御意見はございますでしょうか。

設立時の資料ということでもございますので残す方向でよろしいかと思います。が、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

では、14 番につきましては廃棄不適當ということで確認させていただきます。続きまして、瀬畑委員お願いします。

(瀬畑委員)

21 番は、保留にしているのですけれども、県の社会福祉審議会の児童福祉専門分科会という資料です。こちらはテープ起こしの代金の話など雑多な話も含まれているので、別途資料が残っていればこちらは廃棄でよいかと思うのですが、そこを調べてもらっています。どうでしょうか。

(神戸委員)

事務局からお願いします。

(事務局)

担当課に確認したところ、このファイルにしか残っていないということで確認が

取れましたので、それを踏まえて御審議いただければと思います。

(瀬畑委員)

専門分科会の詳細な記録が残っていて、実際に県の政策をどうするのかといった詳細な記録が多く残っているので、雑多な部分はあるのですが、廃棄不適当という判断にしたいと考えます。

(神戸会長)

何か御意見はございますでしょうか。

他に記録が残っていないということでもありますので、廃棄不適当とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

続きまして、瀬畑委員お願いします。

(瀬畑委員)

27 番のワーキンググループですが、これは長野県山岳環境連絡会が翌年度から設立されることになるのですが、その準備の過程が全部載っています。なぜこれを設立することになったのかという話と、それに関するワーキンググループが立てられて、その後準備会が開かれているということの詳細な記録があります。

長野県は山岳県であり、道の整備の話やトイレの話など山岳環境に関するもので、それに関わる人も国の環境省のレベルから地元のレベルまで含まれる連絡会を作るという話ですので、これに関してはかなり重要なものだとは認識をしています。ですので、廃棄不適当ということではよいのではないかと思います。

(神戸会長)

27 番につきまして他に御意見はございますでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

では、27 番につきましては廃棄不適当とさせていただきたいと思います。  
続きましてお願いいたします。

(瀬畑委員)

28 番ですが、これは現物確認をお願いしたいのですが、美ヶ原自然環境保全協議会の記録なのですが、これは県の自然保護課が事務局ですので県側にしか残

らない文書だと思います。ただ、内容的に、基本的には審議会などのレベルのものは多く残しているという印象なのですが、この協議会レベルまで残すべきなのかというのは少し判断がつかなかったので、一度現物確認をお願いできますか。

(神戸会長)

では、28 番について確認をお願いいたします。

**【現物確認】**

(神戸会長)

確認した 28 番につきまして、瀬畑委員からまとめをお願いします。

(瀬畑委員)

この協議会に関しては県の自然保護課が事務局となっていて、民間の人などいろいろな人が関わっているということで、基本的に県が主催している審議会や協議会に関しては、残すという判断をしていると思いますので、これは廃棄不適当ということで判断をしたいと思います。

(神戸会長)

では、28 番については廃棄不適当ということで確認させていただきます。  
続きまして、瀬畑委員をお願いします。

(瀬畑委員)

廃棄でよいものについてで、少し我々の権限を逸脱している気もしておりますが、44 番の工業技術総合センターの報告書についてです。この文書自体は、報告書を印刷してよいか伺っている文書で、それ自体は廃棄でよいのですが、その業務報告が歴史館等に送られているのかと聞いてみたところ、県立図書館にも県立歴史館にも報告書の現物は送られていないということでした。県の行政情報センターには送られているようですが、そこでは永久保存されるものではないので、時間が経つと捨てられてしまうものです。

おそらく工業技術総合センターでは自分で持っている可能性が高いと思いますが、先ほども兎相の話がありましたけれども、やはりその組織活動の実績に関するものというものは、報告書など作った場合には、歴史館なり、そういったところにきちんと現物を送るべきだと思います。我々に権限はないと思いますが、意見として発言させていただきました。私からは以上です。

(神戸会長)

続きまして依田委員をお願いします。



(依田委員)

私からは二つあります。まず、10 番の南信消費生活センターの事務概要です。現物を見たところ、先ほどの工業技術総合センターと同じような業務の概要なのですが、そのセンターがどういう事業をやっているかというもので、その他に消費生活相談の状況や、消費者自立支援事業の状況など、そういうものが1年間の事業のあらまし、業務の実績として印刷されたものが綴じられているものでした。

配付先を聞いたところ、他の県の消費生活センターや、管内の地域振興局には配付しているけれども、歴史館などその他のところには配付していないということでした。内容的にはどうなのかということもありますが、業務の実績ということで、廃棄不適当にするのがよいかと思います。

(神戸会長)

現実確認はよろしいでしょうか。

業務の実績を残していくということで、廃棄不適当でよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

では、廃棄不適当とさせていただきます。

続きましてお願いします。

(依田委員)

もう一点が、16 番の総合教育会議です。この会議は、知事と教育委員会で構成しているもので、色々な教育政策の議論を行う会議です。その配付資料や議事録なども入っていて、このファイルには、県立高校のあり方や、次期教育振興基本計画について議論しているものです。中身を見た瞬間にこれは廃棄不適当というような感じですが、なぜこれが廃棄に入ってきたのか、この課では何か廃棄する理由があったのかなと思ったところです。我々には廃棄不適当にする理由しか見つからなかったもので、廃棄不適当でよいかと思います。

(神戸会長)

依田委員としては廃棄不適当以外に考えられないということですが、廃棄不適当でよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

では、16 番につきましても廃棄不適当とさせていただきます。

依田委員、以上でしょうか。

(依田委員)

はい。

(神戸会長)

では、本日、現物確認を行った 45 番までのファイルで、これまで廃棄不適当との御意見のなかったファイルについては、本日の段階で審議会の件は、廃棄適当とさせていただくということでよろしいでしょうか。

依田委員、お願いいたします。

(依田委員)

一点だけ、私が希望したものではないのですが、確認したいことがありましたので現物を確認した方にお聞きしたかったのですが、12 番の人権政策審議会というファイルについてです。

(伊佐治委員)

こちらは、知事意見が廃棄不適当のリストに入っていたものですが、私が廃棄対象と思い、現物を確認したいと挙げてしまったものです。これは廃棄不適当ということをお願いいたします。

(依田委員)

分かりました。ありがとうございます。

(神戸会長)

改めまして、本日、45 番までの現物確認をさせていただいたもので、これまで廃棄不適当の意見がなかった場合については廃棄適当ということで判断させていただくことでよろしいでしょうか。

**【異議なし】**

(神戸会長)

ありがとうございます。以上でよろしいでしょうか。

事務局からお願いします。

(事務局)

本日は委員の御質問に関連して、一点御報告がございます。政策単位での管理に関連して委員から知事以外の実施機関に関するもののうち、廃棄適当としたものの中に、本来、政策単位のものとして廃棄不適当とすべきものがあるのではないかと、この趣旨の御質問いただきました。この間でリスト全体を通して該当するものを調

べました。その結果を御報告いたします。

まず、警察以外の実施機関についてですが、リスト上で新型コロナウイルス感染症への対応に該当する可能性のあるものが、企業局の水道管理事務所で1件、教育委員会の高等学校で1件、計2件ございました。これらについて個別に確認しましたところ、いずれも本庁から来た通知を供覧したにすぎないものであり、政策単位に該当するものではございませんでした。よって本来、廃棄不適當であるにもかかわらず、廃棄適當としてしまったものは確認できませんでした。

次に、警察関係については、リスト上で新型コロナウイルス感染症への対応に該当する可能性があるものが11件ございました。うち、5件については、委員に既に確認をいただき、御判断をいただいたところでございます。他の6件について個別に確認をしましたところ、科学捜査研究所と警察署の文書であり、いずれも本部から来た通知を供覧したにすぎないものであり、政策単位に該当するものはございませんでした。よって、警察関係でも、本来廃棄不適當であるにもかかわらず廃棄適當としてしまったものは確認できませんでした。以上でございます。

(神戸会長)

ありがとうございます。この間に、御確認いただいたということで、ただいまの御説明について御質問御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。瀬畑委員、お願いします。

(瀬畑委員)

警察のものですけれども、5件は我々が判断したということですが、どの文書か分かりますか。

(警察本部)

現物確認ファイルの一覧の37番、教養課のファイルで警察庁からきた通達等に関するものです。これは廃棄不適當という判断になったものです。

2件目が、本日お持ちしたもので、現物確認のリストには載ってないのですが、教養課でそれを受けて県警内の所属に発出した通達になります。これも廃棄不適當という判断をいただいています。

あと、現物確認の一覧の54番の通信指令課のものに関しましては、警務課の方で発出したコロナ関係の対応の通達を受け手の通信指令課側としてまとめたものになります。

また、120番、121番の上田警察署のもの、これも先ほど事務局側からも説明がありましたとおり、本部から発出されたものを警察署で供覧した文書になるというものになります。以上です。

(神戸会長)

瀬畑委員、お願いします。

(瀬畑委員)

先ほどから、受け手側の話と発信側の話になっていますが、発信した側のものは今回の廃棄対象に回ってきていないだけで、まだ現状として持っているという考えでよいでしょうか。

(警察本部)

正直、わかりかねるところですが、今回、廃棄リストに載っているものはまだ廃棄していませんので、できる限りにはなってしまいますが、警察本部で発出した原議については、当課で集中的に集めまして、政策単位での移管ができるような形で対応していきたいと思っております。こちらは今回、廃棄リストに載ってしまったものと、来年以降に保存期間が満了するものも含めて対応させていただきたいと思っております。

(瀬畑委員)

残りの6件も、発信元ではなく受け手側のものだということでしょうか。

(警察本部)

そのとおりになります。

(瀬畑委員)

分かりました。基本的には、発信側のものを残すべきということで理解をします。

もう一点ですけれども、今説明いただいたのは、コロナの話だけだと思うのですが、コロナ以外でも指定されている事項があったと思うのですがそれについてはどうでしょうか。

(事務局)

いずれも検索をかけましたが該当するものはございませんでした。

(瀬畑委員)

分かりました。ありがとうございます。

(神戸会長)

政策単位で指定されている事項を、もう一度御説明いただけますか。

(事務局)

大北森林組合の関係、御嶽山噴火災害の関係、令和元年東日本台風災害の関係、東日本大震災北部地震災害の関係がございます。

(神戸会長)

政策単位の確認をしていただき、廃棄不相当とすべきものを、廃棄相当としているものはなかったということで確認いただいたということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

## (2) その他

(神戸会長)

本日の審議は以上になりますけれども、会議事項の(2)その他ということで、委員の皆様から御意見御質問等があれば御発言をお願いします。

特に本日の段階ではよろしいでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

では、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

- ◇ 審議結果について報告。前回までの第 19 回の結果は廃棄不相当 25 件、第 20 回審議会結果廃棄不相当 145 件。
- ◇ 今回の廃棄審議の結果については、改めて集計を行い、報告させていただく。
- ◇ 次回の審議会日程は、令和 7 年 1 月 21 日（火）。場所は松本合同庁舎を予定。
- ◇ 次回審議会で審議が終了しない場合、令和 7 年 2 月 7 日（金）に追加開催。
- ◇ 3 月の審議会については、オンラインでの開催を予定。

(神戸会長)

ありがとうございます。ただいまの事務局の御報告につきまして何か御質問御意見ございますか。

【意見なし】

(神戸会長)

今後の日程につきましても、なかなか日程が詰まっておりますけれども、あと、1 回又は 2 回、しっかり審議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、長時間、お疲れ様でした。以上で本日の審議を終了させていただきます。ありがとうございました。

### 3 閉会

以上のとおり議事録を確定する。

令和7年3月31日

長野県公文書審議会 会長